

特定非営利活動法人千曲市スポーツ協会 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人千曲市スポーツ協会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(3) 従業者

本会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者（役員、事務局員、臨時職員等）

(4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム

本会が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査及び見直しを含む本会内のしくみの総て

(5) 個人情報保護管理者

会長により任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

(6) 利用

本会において個人情報を処理すること

(7) 提供

本会以外の者に、本会の保有する個人情報を提供すること

(適用範囲)

第3条 本規程は、本会の従業者に対して適用する。

2 個人情報を扱う業務を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に沿って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得・利用・第三者提供の禁止)

第5条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合および本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においてはこの限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
 - (3) 勤労者の団結権、団体交渉及び他の団体行動の行為に関する事項
 - (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他政治的権利の行使に関する事項
 - (5) 保健医療及び性生活
- (取得の手續)

第6条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性
- (3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合、その旨
- (4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、及び当該情報を与えなかった場合に本人に生ずる結果
- (5) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための手続き

(本人以外からの間接に個人情報を取得する場合の措置)

第8条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第2号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害される恐れのない場合

第3章 個人情報の移送・送信

第9条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第4章 個人情報の利用

第10条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第 11 条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第 7 条第 1 号ないし第 3 号及び第 5 号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前に本人の同意を得るものとする。

- 2 利用目的に範囲を超えて個人情報を利用するために本人に同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第 12 条 個人情報を第三者に提供又は共同利用する場合は、個人情報管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

第 13 条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報管理者の承認を得るものとする。

- 2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、千曲市の例による。

第 5 章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第 14 条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第 7 条第 1 号、第 2 号、及び第 5 号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報管理者の承認を得るものとする。

第 6 章 個人情報の管理

第 15 条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理対策)

第 16 条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講ずるものとする。

- 2 個人情報は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用を許された者が保管するものとする。
- 3 個人情報の保護されている端末には、パスワード等適切なアクセス制限を施すものとする。
- 4 個人情報の保存されている情報システム、情報機器については、外部媒体の接続及びネットワークの接続を制限するものとする。

第7章 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・消去

(自己情報に関する権利)

第17条 本人からの自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者への提供を拒否された場合は、これに応ずるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

第8章 個人情報の消去・廃棄

第19条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流失等の危険を防止するために、記憶媒体を物理的に破棄するなど適切な方法により、なし得るものとする。

第9章 組織及び体制

第20条 会長は、事務局長を個人情報保護管理者として任命し、本会内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐する者を任命することができるものとする。

(教育)

第21条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(作業責任者)

第22条 個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に係る担当部署の責任者を作業責任者として任命する。

(監査)

第23条 会長は、監査責任者を任命し、本会内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

- 2 監査責任者は、千曲市の例による監査計画を作成し実施するものとする。
- 3 監査責任者は、監査の結果につき監査報告を作成し、会長に対して報告を行うものとする。
- 4 会長は、本会内における個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。
- 5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。
- 6 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、会長及び個人情報保護管理者に対して報告するものとする。

(報告義務及び罰則)

- 第 24 条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実は又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、会長に報告し、かつ、関係者に適切な処置を行うよう指示するものとする。
 - 3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従事者は、千曲市の定めるところに準拠し、懲罰に処するものとする。

(苦情及び相談)

- 第 25 条 個人情報保護管理者は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

第 10 章 雑則

(見直し)

- 第 26 条 会長は、監査報告書などに照らして、適切な個人情報及び個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。

(運用細則)

- 第 27 条 個人情報保護管理者は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて本規程の運用のために必要な細則等を定めるものとする。

附 則

本規程は、平成 24 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。